

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例	公 布 日	昭和57年12月24日
条 例 番 号	昭和57年三重県条例第32号	直 近 改 正 日	平成14年3月26日
所管部局課	教育委員会事務局人権教育課	電 話 番 号	059-224-2732
条例の概要	旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域の同和関係者の子弟で学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学に在学する者のうち、経済的な理由により修学が困難なものに対し、県が貸与した三重県高等学校等進学奨励金(以下「進学奨励金」という)に係る返還債務の免除について、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県が貸与した三重県高等学校等進学奨励金に係る返還債務の免除については、地方自治法第96条第1項第10号の規定により進学奨励金の返還免除に関する事項を定めているものであり、経済的な理由により修学が困難な者に対する進学奨励金の返還免除については、当分の間(平成40年頃)対象者が存続することから、現在も妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	進学奨励金の返還手続に関しては、当分の間対象者があることから、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	貸付金の償還期間が20年となっており、償還完了を平成40年頃を予定しているため、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方自治法第96条第1項第10号の規定により、進学奨励金の返還免除に関する規定を定めているものであり、他の方法はない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第96条第1項第10号
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	地方自治法第96条第1項第10号の規定により、進学奨励金の返還免除に関する規定を定めているものであり、実務上との食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である返還債務の免除手続等を定めることを、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第96条第1項第10号の規定により、進学奨励金の返還免除に関する規定を定めているものであり、一部又は全部を廃止した場合、円滑な行政運営に支障を生じるおそれがある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ		対象地域の進学奨励という特定の者のために行う事務に対する返還債務の免除であり、限定的なものである。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無